

日常生活における高齢者の転倒事故に関する研究

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2023-05-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中嶋, 洋介 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/00023145

「博士学位請求論文」審査報告書

審査委員 (主査) 理工学部 専任教授

氏名 山本 俊哉

(副査) 理工学部 専任教授

氏名 田中 友章

(副査) 理工学部 専任准教授

氏名 鞍田 崇

(副査) 明治大学 名誉教授

氏名 向殿 政男

1 論文提出者 中嶋 洋介

2 論文題名 日常生活における高齢者の転倒事故に関する研究

(英文題) Study on the Elderly Fall Accidents in Daily Life

3 論文の構成

本論文は、次の第7章から構成されている。

第1章 研究の背景と目的

第2章 転倒事故に関する先行研究の知見

第3章 転倒事故の扱われ方の変遷

第4章 民事裁判例に見る転倒事故の原因と施設管理者の責任

第5章 転倒事故と事故態様の伝え方

第6章 自助と共助の高齢者の転倒事故防止

第7章 結論と課題

4 論文の概要

近年、要介護高齢者の増加に伴う社会保障給付費が増大する中、その外因となる高齢者の転倒事故の予防と防止が重要な課題になっている。建築学の分野では早くから、階段や床の段差に関

する研究が行われ、屋外空間を含めたバリアフリー対策が進められてきた。また、医療分野ではその研究成果をベースに、脚の筋力強化トレーニングが全国的に展開されてきたことが知られている。しかし、交通事故や労働災害のように、事故調査のデータに基づく研究が進んでいるとは言い難い。諸外国では医療機関等の協力を得て、Injury Surveillance や Safe Community の観点から事故調査データに基づく対策が進められているが、日本では子どもの転倒事故に関する取り組みが一部で実施されている状況に留まっている。

本論文は、こうした現状に対する問題意識のもと、まず、高齢者の転倒事故に関する先行研究を建築系と医療系に分けてレビューし、2000年の介護保険制度の施行を境にした研究テーマの動向や調査データの収集方法、両系の研究の特徴的な側面について明らかにしている。次に、研究対象を労働災害の分野まで広げ、戦後の日本社会において転倒事故がどのように扱われてきたのか、労災保険や傷害保険の適用に着目し、それらの変遷とその背景について論じている。その上で、転倒事故の原因や事故態様などの実況見分をしている民事裁判例に着目し、損害賠償を請求した38件の判決と判決理由を分析することで、転倒事故の起因物や転倒パターンなどのデータを入手できることや、民事裁判例で問われた施設類型の特徴や施設管理者の責任について明らかにしている。また、転倒事故とその事故態様を的確に伝えるには、それを引き起こす転倒パターンなどを短い文章で表現した「転倒事故の短文伝達法」の必要性を提唱している。さらには、その「転倒事故の短文伝達法」を含め、高齢者に対する意識啓発や高齢者自身の自助努力には限界があることから、高齢者の自宅の内外での転倒事故の起因物を除去するハザード対策の共助を促進する社会システムの構築を提言している。

本論文を構成する全7章の概要は、以下のとおりである。

第1章では、要介護高齢者の増加に伴う社会保障給付費の増大や事故調査のデータに基づく研究が進んでいない現状に関する問題意識を論じた上で、本研究の目的と対象、論文構成などの基本的な枠組みを示している。

第2章では、高齢者の転倒事故に関する66本の既往論文を全て要約し、建築系も医療系も介護保険制度が施行された2000年以降にこの分野の論文が増えたことを示している。その上で、建築系の研究ではそれ以前から住宅の階段や段差等の実験や実例の計測によってデータを収集し、そのデータに基づいて転倒事故を防止する安全設計を促進してきたが、2000年以降は転倒事故が起きた建物や道路等の物的状況を調査した研究が多くなってきたことを明らかにしている。他方、医療系の研究は、海外における転倒事故の予防に関する文献調査や医療介護施設における転倒事故の記録・聞き取り調査が多く、両系とも転倒事故の原因調査や事故データを入手した研究が極めて少なかったことを明らかにしている。

第3章では、日本では労働災害においても転倒事故が長らく怪我として扱われてきたことに着目し、転倒事故を1973年まで労災保険の適用除外にしてきた背景には、当時の財政事情のほかに、「転倒事故の傷害は軽い」と考える日本社会の暗黙の了解があったこと、1997年に転倒事故も傷害保険の適用対象になったが、日常生活における転倒事故に関するデータは、消防機関の救急搬送データなどに頼らざるを得ない状況が続いているなど、日本ではInjury Surveillance や Safe Community の観点が未だ定着していない背景と経緯について、各種のデータを示しながら論じている。

第4章では、転倒事故の原因を調査するため、損害賠償請求の民事裁判例38件の判決と判決理由を施設類型別に分析し、民事裁判例は商業施設が最も多く18件あり、道路施設が7件と次いでおり、各施設の認容率は50～60%であったこと。転倒事故が起きた施設の設置・管理の瑕疵を事実認定して施設管理者の責任を認めた判決が約55%を占め、通路の油污れの清掃除去や速やかな施設の補修などは転倒事故を防止するための管理者の責任であるとしていたこと。転倒パターンはすべりつつまづきが各14件と最も多く、年齢別では高齢者の転倒事故が11件あり、道路施設以外のすべての施設で起きており、その認容率は63%であったことなどを明らかにしている。

第5章では、英語ではfallの一語で転倒・転落・墜落を意味することに着目し、ICD(国際疾病分類)はfallを含む短い文章で転倒パターンとして伝えていることから、日本語でも転倒パターンを含む短文で伝達する必要性を論じている。また、転倒事故の原因と事故態様を的確に伝えるには、転倒パターンのほか、転倒の起因物や発生場所、被害者や加害物のデータが必要であるとして、民事裁判例38件によりその妥当性を検証している。さらには、東京消防庁、救急医療学会、労働災害、国語辞典における転倒事故の用語とその定義の共通点と違いを明らかにし、転倒事故を引き起こす原因になる転倒パターンに着目する重要性を論じている。

第6章では、高齢者の転倒事故の約6割が自宅で起きていることや民事裁判例に見る転倒事故が起きた施設の設置・管理の瑕疵の事実認定と判決を踏まえると、健常高齢者の自助努力だけでは限界があることから、地域コミュニティのボランティアや消防団員などの協力を得て、高齢者の転倒事故の起因となるハザードの除去や整理整頓などを指導・教育する共助の社会システムを構築する必要性を論じ、高齢者への「転倒事故の短文伝達法」の方策やハザード通報制度の創設などを交えて、地域コミュニティにおける共助と高齢者の自助を組み合わせた取り組みの促進を提言している。

第7章では、以上の各章の要約を本研究で得られた成果として総括するとともに、高齢者の転倒事故防止を進めるための今後の研究課題として、Injury Surveillanceを導入した事故調査データの収集とその統計データの整備、高齢者の自宅内や外出先において転倒事故を防ぐ自助と共助に関する研究の必要性を示している。

5 論文の特質

本論文の特質は、第一に、転倒事故の原因調査や事故データを入手した先行研究が極めて少ないことを66本の既往論文のレビューをもとに明らかにするとともに、転倒事故が労災保険や傷害保険の適用から除外されてきた歴史を振り返り、関連する統計データなどを示しながら、戦後の日本社会における転倒事故が軽く扱われてきた背景と経緯を明らかにした点にある。

第二に、転倒事故の損害賠償請求の民事裁判例に着目し、38件の判決と判決理由を施設類型別に分析して転倒事故に対する施設管理や建築が与える影響について、具体的な判例とその集計データを示して有用性の高い知見と資料を得ている点にある。また、その実況見分をもとにした判例は、転倒事故の起因物や転倒パターンなどを事故調査データとして読み取ることができ、それをもとに転倒事故の原因と事故態様などの調査項目を見出したことも特筆すべき点と言える。

第三に、言語学の視点から日本語の転倒事故と事故態様の伝え方について言及し、ICD(国際疾病分類)に範を取り、事故態様を的確に伝える「転倒事故の短文伝達法」を提唱するとともに、高齢者の転倒事故の起因物を除去するハザード対策の共助と高齢者の自助努力を組み合わせた方策を

促進する社会システムの構築を提言していることも特筆すべき点として挙げられる。

6 論文の評価

本論文は、高齢者の転倒事故の防止対策の推進が焦眉の課題となっている中、日本ではその事故調査データと統計データが未整備のまま推移してきた背景と経緯について、建築学と医学の両分野の 66 本に及ぶ先行研究をレビューし、戦後の日本社会における転倒事故の扱われ方の変遷を客観的かつ論理的に示しており、この研究分野の今後の発展を促す上で学術的な意義が認められる。また、転倒事故の損害賠償請求の民事裁判例 38 件を整理して分析した第 4 章は、転倒事故に対する施設管理や建築が与える影響を具体的な判例を持って示した研究成果として日本建築学会でも高く評価されており、その実況見分をもとにした判例から読み取った転倒事故の原因や事故態様などの調査項目の提示も、転倒事故の調査データの収集とその統計データを整備していく上で重要な知見を得ており、学術的に高く評価できる。また、事故態様を的確に伝える「転倒事故の短文伝達法」の提唱や、高齢者の転倒事故の起因物を除去するハザード対策の共助の提言も、論理的に裏付けられており、これらの点についても十分に学術的な水準を満たしている。

7 論文の判定

本学位請求論文は、理工研究科において必要な研究指導を受けたうえ提出されたものであり、本学学位規程の手続きに従い、審査委員全員による所定の審査及び最終試験に合格したので、博士（学術）の学位を授与するに値するものと判定する。

以 上

主査氏名（自署）
